

番号：19a00347

国名：ネパール

担当：地球環境部防災グループ防災第二チーム

案件名：都市強靱化のための防災行政能力強化プロジェクト詳細計画策定調査（防災政策／組織）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：防災政策／組織
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2019年8月下旬から2019年11月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.93M/M、合計 1.43M/M
- (3) 業務日数：準備期間 5日 現地派遣期間 28日 整理期間 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：7月31日（水）（12時まで）
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル）（いずれも提出期限時刻必着）
提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報／結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）（https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf）をご覧ください。
なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年8月13日（火）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事予定者の経験能力等：

- ① 類似業務の経験 40 点
- ② 対象国又は同類似地域での業務経験 8 点
- ③ 語学力 16 点
- ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務	防災計画に関する各種業務
対象国／類似地域	ネパール／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：なし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

ネパール連邦民主共和国は、インドプレートとユーラシアプレートが衝突する地帯に位置し、世界でも有数の地震帯であり、首都を擁するカトマンズ盆地では、大きな地震による災害が度々発生している。2015 年 4 月 25 日に発生した、首都カトマンズの西約 76km、インドプレートとユーラシアプレートの境界を震源とする 2015 年ネパール地震(Mw7.8) は約 8,900 人の死者、約 22,000 人の負傷者をもたらし、住宅の倒壊や道路・橋・病院・学校等のインフラの被害に加え、カトマンズの旧王宮があるダルバール広場等、歴史的な建造物や世界遺産の寺院も大きな損傷を受けるなど、広い範囲に人的、物的な被害をもたらした。JICA は技術協力「カトマンズ盆地における地震災害リスクアセスメントプロジェクト」(2015～2018 年) で、カトマンズ盆地における地震ハザード評価や地震リスク評価を実施した結果、公共施設の 70%が地震による被害を受ける可能性があることが確認されている。

そのため、災害リスク削減のための対応を図るべく、当国政府は 2018 年に国家災害リスク削減政策 (National Policy for Disaster Risk Reduction) 並びに国家災害リスク削減戦略実施計画 (Disaster Risk Reduction National Strategic Plan of Action) を策定し、中央防災責任機関となる国家減災庁 (National Disaster Risk Reduction Management Authority、以下、「NDRRMA」という。) の設立 (現在設立準備中) や、国家防災委員会、州防災委員会、郡防災委員会、市防災委員会の設立を規定するなど、体制の構築を目指している。

しかしながら、NDRRMA や各レベルの防災委員会が果たすべき役割等については規定されておらず、災害リスクを削減するためには中央防災責任機関となる NDRRMA をはじめとする防災行政の体制構築と能力強化が必要とされている。以上を踏まえ、ネパール政府より我が国に対し、中央防災責任機関となる NDRRMA をはじめとする防災実施体制の構築により災害リスク削減を促進するための支援が要請された。

今回実施する詳細計画策定調査は、本業務従事者に加えて別途派遣予定の評価分析分野の団員とともに関連情報を収集・分析した上で、調査団員として派遣される JICA 職員とと

もに本プロジェクトに係る協力枠組み、実施体制、成果と活動等を整理する。整理内容を踏まえてプロジェクト内容を先方実施機関と確認・協議し、協議議事録（M/M）で合意するとともに、事前評価を行うことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み・手続きを十分に理解した上で、他の団員と協力・調整しつつ、担当分野に関わる協力計画策定のための必要な以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2019年8月下旬）

- ① 要請書等から要請背景及び内容を把握する。
- ② 当該分野に係る既存の文献、関連報告書、類似する事業等の報告書等の収集・分析・内容把握を行う。また、JICAの類似案件の成果、課題、教訓を把握する。
- ③ 上記をもとに現地調査で相手国の実施機関上位省庁である内務省（以下、「MoHA」という）災害管理部（本調査の主たる協議先）及び関係機関から情報収集すべき内容を検討し、調査事項を整理する。
- ④ 相手国関係機関等と他ドナー（主にWB、USAID、UNDP、DFIDを想定）への事前質問項目（案）（英文）と収集すべき資料リスト（案）（英文）を作成する。その際、別途派遣される他分野の団員と内容が重複しないよう適宜調整する。作成した事前質問項目（案）（英文）、収集すべき資料リスト（案）（英文）は、現地派遣1週間前迄にJICAに提出することとする。
- ⑤ プロジェクトのPDM（Project Design Matrix）素案（和文、英文）、PO（Plan of Operation）案（和文・英文）及び事業事前評価表（案）（和文）の担当分野関連部分を検討する。
- ⑥ 調査団打ち合わせ、対処方針会議等に参加する。

（2）現地派遣期間（2019年9月上旬～10月上旬）

- ① JICAネパール事務所との事前打合せを行う。
- ② 他団員と協力し、事前に相手国関係機関等へ配布した質問票の回収・分析、相手国関係機関等との協議・ヒアリング及び現地調査に参加し、当該プロジェクトの担当分野に関わる協力計画策定及び事前評価を行うために必要な情報・資料の収集、整理、分析を行う。具体的な情報収集内容は以下のとおり。なお、調査項目はJICA側と相談のうえ他分野の団員と役割分担し、重複しないよう適宜調整すること。

【共通】

- (ア) 要請背景・要請内容
- (イ) ネパールの防災に係る法制度・防災政策・上位計画と本プロジェクトの位置づけ
- (ウ) 関連分野における他ドナーの援助動向・本プロジェクトとの連携可能性の

検討

- (エ) 関連分野における JICA プロジェクトの進捗状況と本プロジェクトとの連携可能性の検討
- (オ) パリ協定に基づき、各国が策定している「自国が決定する貢献」(NDC: Nationally Determined Contributions)
(<https://www4.unfccc.int/sites/NDCStaging/Pages/All.aspx>) について、開発と気候変動対策の統合的実施を推進する観点から、本事業と当該国の NDC との整合有無を確認の上、気候変動対策に資する活動の組み込みの検討。
- (カ) 災害時に特に配慮が必要とされる高齢者、女性、子供、障害者等への配慮の状況とそれらのニーズに対応するための取り組み検討
- (キ) 実施機関となる NDRRMA の設立に向けた国内現状の整理・把握
- (ク) 実施機関である国家減災庁と上位省庁である内務省 (MoHA) 及び中央防災関係機関の組織体制、人員、予算とそれぞれ所掌業務、役割分担の現状
- (ケ) 中央・州・地方自治体における年度予算の申請・承認・配布プロセス

【担当分野】(カトマンズ盆地内における現地調査を実施予定)

- (コ) 防災に関する予算、体制全般に係る状況
主な調査想定項目：
 - 防災予算獲得プロセス
 - 国・州・郡・市防災委員会の設立状況・課題・設立までのプロセス・タイムライン
 - 連邦制への移行を踏まえた中央・州・地方自治体防災事業における役割分担、権限、指揮系統
- (サ) NDRRMA の中核的業務内容に対するネパール国内での認識と実態
- (シ) NDRRMA の機能を発揮するための能力強化に対するネパール国内での認識
- (ス) 関係省庁定期会合が NDRRMA によって開設しうる可能性についての情報収集
- (セ) 国家防災リサーチ・トレーニング機関 (National Disaster Risk Reduction Research and Training Institute) の組織体制・業務分掌
- (ソ) ネパール第 3 州及びカトマンズ盆地に位置する自治体が地震リスク削減地方防災計画策定に必要なプロセスを実施するための体制、人材、予算の有無
主な調査想定項目：

- 防災関係ライン省庁のカトマンズ盆地における優先政策、事業計画、事業実施状況、今後の事業実施見込み
 - ネパール第 3 州及びカトマンズ盆地に位置する自治体における分野別予算額、組織体制、実務能力、職員数等
 - ネパール第 3 州及びカトマンズ盆地に位置する自治体におけるハザード、リスク分析の状況、被害想定およびその精度
 - ネパール第 3 州及びカトマンズ盆地に位置する自治体における地方防災計画策定状況
 - ネパール第 3 州及びカトマンズ盆地に位置する自治体における他のプロジェクトの状況、成果の活用状況と本プロジェクトとの連携可能性
 - ネパール第 3 州及びカトマンズ盆地に位置する自治体における地方防災計画策定・実施に向けての課題
 - ネパール第 3 州及びカトマンズ盆地に位置する自治体全体の防災
 - 計画が策定された場合に、それぞれの市が土地利用計画などの具体の施策を展開する能力の有無
- (タ) 地方防災計画の実施能力（体制、組織、人材、予算制度、承認プロセス含む。特に事業実施時には優先度の高いクリティカルインフラ（政府施設、政府関連建物、道路インフラ、機関病院、学校）、ライフライン等に対する対策工の実施を想定）
- (チ) 国家リスク削減戦略実施計画に基づいたロードマップ並びにアクションプランの策定に必要な施策、予算、サポートの調査・提案
- (ツ) 前項を踏まえて、地方防災計画水平展開に必要な施策、予算、サポートの調査・提案
- ③ 他団員と協力し、各面談の議事録を作成する。
 - ④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、実施体制、機材供与等 R/D 記載事項）を、JICA と相談のうえ、他分野の団員とともに検討する。
 - ⑤ 調査結果及び相手国関係機関等のコメントを踏まえたうえで、JICA による PDM,PO 案（和文・英文）、及び M/M 案（英文）と R/D 案（英文）の作成に協力する。
 - ⑥ 実施機関に対する R/D 案を含む M/M 案への説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
 - ⑦ JICA ネパール事務所等へ担当分野に係る現地調査結果を報告する。

(3) 帰国後整理期間（2019 年 10 月上旬～中旬）

- ① 帰国報告会に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② 評価分析分野団員による事業事前評価表（案）（和文）の作成に協力する。
- ③ 評価分析分野団員によるリスク管理チェックシートの作成に係る必要情報の取り纏めに協力する。

- ④ 収集した情報及び資料を分析・整理し、詳細計画策定調査報告書（案）（和文）の担当分野に係る部分を作成する。
- ⑤ JICA が最終化する本プロジェクトの具体的な投入計画案を、技術的な観点から作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。
電子データをもって提出することとする。

- (1) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、日本⇒カトマンズ⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は以下を予定しています。

- ・ 現地派遣：2019年9月5日～2019年10月2日

現地調査については、本業務従事者と、同期間に別途派遣される評価分析分野の団員による調査となります。また、現地調査期間の最後一週間から二週間に JICA 職員によるプロジェクト内容の最終調整に係る協議及び M/M 署名の実施を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- (ア) 協力総括（JICA 本部）
- (イ) 技術総括（JICA 本部）
- (ウ) 協力企画（JICA 本部）
- (エ) 防災政策／組織（本コンサルタント）
- (オ) 評価分析（別途 JICA が契約するコンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICA ネパール事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- (ア) 空港送迎
あり
- (イ) 宿舍手配

あり

(ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

(エ) 現地日程のアレンジ

JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 職員等の到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部防災グループ防災第二チーム（TEL:03-5226-9581）で配布します。

- ・ 要請書
- ・ 協力枠組（JICA 案）
- ・ ネパール国防災法
- ・ ネパール国防災方針
- ・ ネパール国防災活動計画
- ・ ネパール国防災規則

② 本業務に関する以下の資料が JICA 図書館等のウェブサイトで公開されています。

- ・ ネパール国 カトマンズ盆地における地震災害リスクアセスメントプロジェクトファイナルレポート 要約

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/1000039150.pdf>

- ・ THE PROJECT FOR ASSESSMENT OF EARTHQUAKE DISASTER RISK FOR THE KATHMANDU VALLEY IN NEPAL FINAL REPORT

http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/1000039152.pdf

http://open_jicareport.jica.go.jp/216/216/216_116_1000039154.html

http://open_jicareport.jica.go.jp/216/216/216_116_1000039155.html

- ・ ネパール国 ネパール地震復旧・復興プロジェクトファイナルレポート（成果品 1～3）和文要約

http://open_jicareport.jica.go.jp/216/216/216_116_12293171.html

- ・ ネパール国 ネパール地震復旧・復興プロジェクトファイナルレポート（成果品 4）和文要約

http://open_jicareport.jica.go.jp/216/216/216_116_12339750.html

- ・ The project on rehabilitation and recovery from Nepal earthquake final report

(output1-3)

http://open_jicareport.jica.go.jp/216/216/216_116_12293189.html

・ The project on rehabilitation and recovery from Nepal earthquake final report
(output4)

http://open_jicareport.jica.go.jp/216/216/216_116_12339768.html

- ③ 本契約に本契約に関する以下の資料を JICA 調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

・ タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・ 本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) 安全管理

- ① 現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ネパール事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

(4) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防災ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ③ 本業務に係る契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定

しています。

以 上